

第1章 プラン策定の背景と基本的事項



1 プラン策定の背景

私たちの住む地球は、今、大きな環境の危機に直面しています。人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあり、私たち自身の生存基盤である環境や自然資源の安定性を脅かしています。

特に深刻なのが気候変動^{*}問題です。2024年、世界の平均気温は観測史上最高を記録し、産業革命以前と比べて約1.55℃も上昇しました。私たちの身近なところでも、その影響は顕著に現れています。令和7（2025）年の夏、東京都心では35℃以上の猛暑日が年間29日を記録し、観測史上最多となりました。また、突然の豪雨による浸水被害も増加しており、1時間に50mm以上の強い雨の発生頻度が長期的に増加傾向にあります。これらは一時的な現象ではなく、今後も続く可能性があり、このまま対策を講じなければ、区民の生活や経済活動にも大きな影響が及ぶ恐れがあります。

昨今のこのような状況に対し、国は令和6（2024）年に第六次環境基本計画^{*}を策定しました。この計画では、気候変動・生物多様性^{*}の損失・汚染という「三つの危機」に対処し、環境保全を通じて私たち一人ひとりの幸せと生活の質の向上（ウェルビーイング^{*}）を目指しています。特に2030年頃までの取組が、遠い未来にまで影響を与えると言われており、環境・経済・社会のあらゆる面で重要な転換点となります。

本区では、平成18（2006）年に「すみだ環境基本条例」を制定し、区民、事業者、行政が力を合わせて環境問題に取り組んできました。令和3（2021）年には「すみだゼロカーボンシティ2050」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた施策を展開しています。さらに令和7（2025）年には、2035年の墨田区のビジョンを示した新たな墨田区基本構想を策定し、安全で心地よい、持続可能なまちづくりを進めています。

このような背景を踏まえ、すみだ環境基本条例第7条に基づき、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、環境面から2035年の墨田区のビジョンを実現するために、「第三次すみだ環境の共創プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

すみだ環境基本条例（第3条 基本理念）

【第3条 基本理念】

- 1 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるよう行われなければならない。
- 2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

2 プランの基本的事項

(1) プランの位置付け

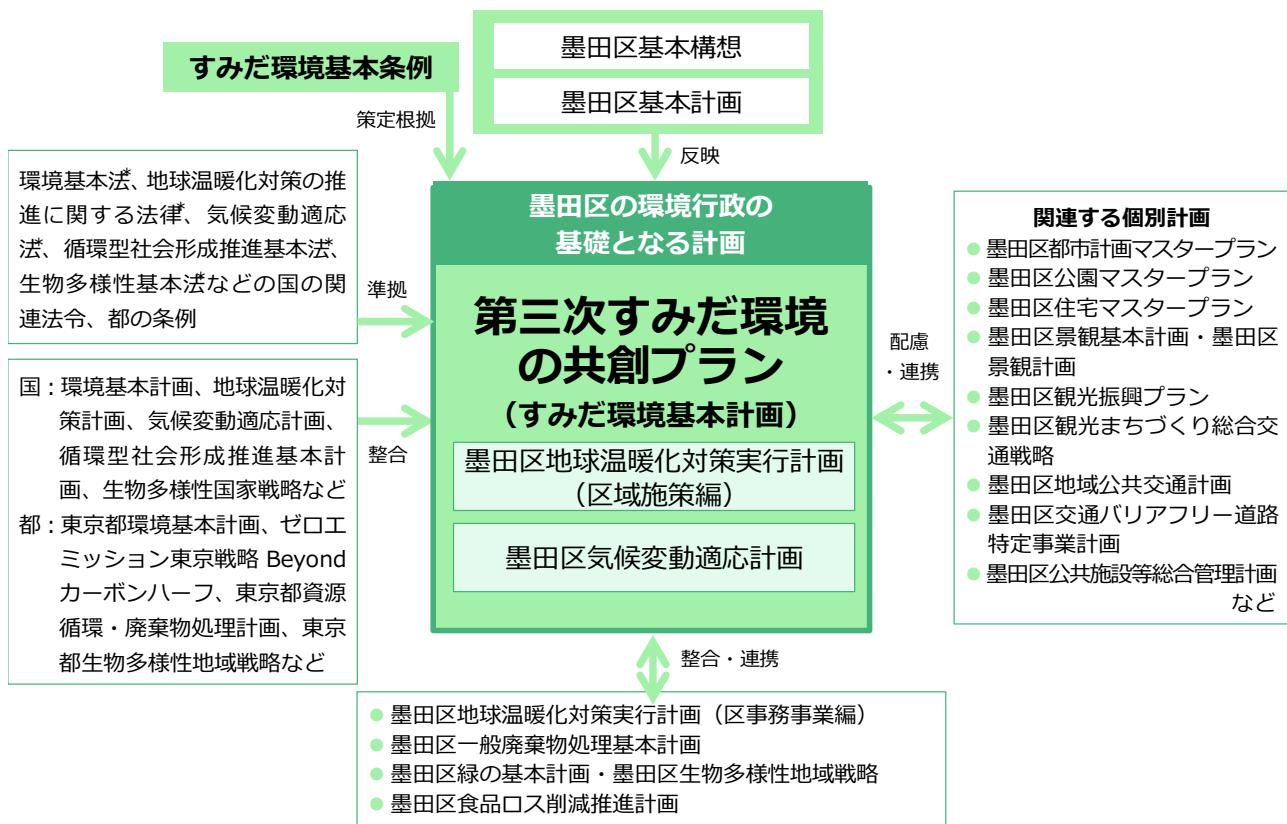
本プランは、墨田区の環境基本計画であり、区の環境行政の最上位となる計画です。

「墨田区基本構想」及び「墨田区基本計画」における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「墨田区地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法^{*}第12条に基づく「墨田区地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置付けます。

さらに、本プランの推進に当たっては、SDGs^{*}の達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

● すみだ環境の共創プランの位置付け ●





(2) プランの対象

本プランでは、①脱炭素社会*、②生活環境保全、③自然共生社会*、④循環型社会、⑤環境活動の5つを対象として、身近な環境問題から、気候変動等の地球規模の環境問題までを総合的に捉え、施策を講じていきます。

すみだ環境の共創プランの対象



(3) プランの期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化等に応じ、おおむね5年を目途に中間見直しを行います。

すみだ環境の共創プランの期間

